

船舶事故調査報告書

平成29年8月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年4月14日 23時00分ごろ
発生場所	愛媛県上島町高井神島南西方沖 高井神島灯台から真方位252° 3.6海里付近 (概位 北緯34° 10.6′ 東経133° 11.9′)
事故の概要	押船新星丸は、バージ新星1号を押して南西進中、また、漁船杉丸は、北東進中、新星1号と杉丸とが衝突した。
事故調査の経過	平成29年4月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 新星丸、150トン 137239、月星海運株式会社 B バージ 新星1号、936トン なし、月星海運株式会社 C 漁船 杉丸、4.7トン EH3-33568（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） 航海士A、三級（航海） C 船長C、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船首部外板に擦過傷 C 船首部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船首部をB船の船尾部に嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成して法定灯火を表示し、高井神島南西方沖を約11ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で南西進していた。 A船押船列は、航海士Aが、右舷船首方に両舷灯を見せるC船を視認した後、左舷船首方の同航船の動向を見守っていたところ、右舷船首方至近に迫ったC船に気づき、慌てて汽笛を吹鳴して左舵一杯としたが、B船がC船と衝突した。 C船は、法定灯火を表示し、投網を開始して約1～2ノットの速力で北東進を始めたところ、後部甲板で投網中の甲板員が、A船が船首方から接近するのを認め、船長CにA船押船列が接近する旨を知らせた。 船長Cは、船尾部から漁網が出て行く状況を見ていたところ、甲板

	員の知らせを聞き、急いで機関を後進にかけた。
分析	<p>A船押船列は、航海士Aが、右舷船首方にC船を視認した後、左舷船首方の同航船の動向を見ていてC船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、C船が衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付くのが遅れ、C船と衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、船長Cが、船尾部から漁網が出て行く状況を見ていて船首方の見張りを行っていなかったことから、A船押船列に気付かず、A船押船列と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船押船列が南西進中、C船が北東進中、航海士Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Cが見張りを行っていないため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。